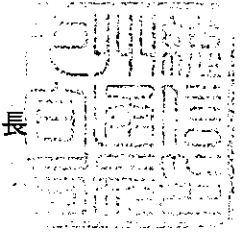


一般社団法人大分県産業廃棄物協会 殿

総務省
九州総合通信局長



平成29年度電波利用環境保護に係る広報について（依頼）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、情報通信行政に対し深いご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存知のとおり近年における電波利用は、テレビ・ラジオや携帯電話などの身近なものから、航空機、船舶、警察、消防・救急等の人命財産に関わるものまで、社会のいたるところで使われております。

しかしながら、不法に開設された無線局等によるテレビやラジオへの受信障害、携帯電話への通話妨害、さらに、警察や消防・救急など人命財産に関わる重要な無線通信に対する妨害などの深刻な事案が多数発生しており、最近ではインターネットを通じた安易な無線機器の販売・入手が広がりつつあり、違法性の認識のない人が電波法違反の当事者になってしまうといった問題も顕在化しております。

こうした状況から、総務省では良好な電波を効率良く利用できる電波利用環境を整備するため各種施策を展開しており、今年度におきましても「電波のルールを遵守せよ」をキャッチフレーズに当該広報活動を、より積極的に行うこととしております。

つきましては、以上の趣旨をご理解の上、ポスターの掲示及びリーフレットの配布について格別のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、使用しているキャラクターの契約関係から、ポスター等の使用期間は平成30年4月末までとなっておりますので、期間経過後は撤去していただきますようお願い申し上げます。

あわせて、別紙広報用例文を参考に、貴団体の発行される広報誌又はホームページ等に電波利用環境保護に関する記事を掲載していただきますよう、ご検討の程よろしくお願い申し上げます。電子データが必要な場合は、電波利用環境課まで連絡をお願いします。

なお、広報誌又はホームページに掲載していただいた場合は、メール、FAX、郵送等により連絡していただければ幸いと存じます。

敬 具

－問合せ先－

〒860-8795 熊本市西区春日2丁目10番1号

総務省 九州総合通信局 電波利用環境課

TEL: (096) 312-8256 FAX: (096) 312-8259

E-mail : kyusyu-kankyo@ml.soumu.go.jp